船橋市健康保育研究協議会要綱

（設置）

第１条　船橋市は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園、法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業及び法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（以下「保育所等」という。）を利用し、又は利用の申込みをしている保護者の乳幼児（以下「児童」という。）の保育における心身の健康増進を保持し、安全保育の確立に資するために、船橋市健康保育研究協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　内部疾患を有する児童とは、法第６条の２に規定する小児慢性特定疾病の有無を問わず、小学校就学前の継続的に医療管理をしている児童及び医療的配慮の必要性が高い児童をいう。

⑵　発達支援児とは、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳及び療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日付け厚生省発児第１５６号）に規定する療育手帳等の交付の有無を問わず、心身の発達において支援を要する児童をいう。

⑶　市立保育所とは、市が設置する保育所等をいう。

⑷　私立保育所等とは、市立保育所以外の保育所等をいう。

（協議及び審査事項）

第３条　協議会は、市長の求めに応じ次に掲げる事項を協議し、及び審査する。

⑴　児童の保育における心身の健康増進に関すること。

⑵　児童の保育における安全の確立に関すること。

⑶　内部疾患を有する児童の保育の利用の適否及び支援の必要性についての審査に関すること。

⑷　発達支援児の保育の利用の適否及び支援の必要性についての審査に関すること。

⑸　前４号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

（組織）

第４条　協議会は、第５条に規定する委員１９人以内をもって組織する。

（委員）

第５条　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　船橋市医師会から推薦を受けた医師　２人

⑵　船橋市医師会から推薦を受けた保育所嘱託医　４人
⑶　船橋歯科医師会から推薦を受けた歯科医師　１人
⑷　船橋市立医療センターから推薦を受けた医師　１人
⑸　私立保育所等の代表（理事長・園長その他保育に従事する者）　２人
⑹　市立保育所の代表（園長その他保育に従事する者）　５人
⑺　市職員　１人
⑻　その他市長が必要と認めた者

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、残任期間とする。

３　前項の規定にかかわらず、任期中に委嘱又は任命時の職を離れた委員は、解任されたものとする。

（会長及び副会長）

第６条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を掌握し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（議事）

第７条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を運営する。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数、かつ第５条第１項の第１号から第４号までの出席委員の過半数でこれを決し、いずれか、または両方が可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第８条　協議会は、必要があると認めるときは、市長を通じ、関係者に対して会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

２　協議会は、前項の規定により会議に出席した関係者に対し、必要な限度において意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第９条　委員及び関係者は、協議会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（会議結果）

第１０条　会長は、協議会の協議事項又は審査事項について成案を得たときは、協議会の議を経て市長に報告するものとする。

（公務災害補償）

第１１条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害保障等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）に準じて補償する。

（庶務）
第１２条　協議会の事務は、市立保育所主管課において所掌する。
（委任）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いた上で定める。
（書面開催）
第１４条　会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員に求め、その結果を議事の決定とすることができる。
２　書面開催とする場合、第７条第２項の「委員の半数以上が出席しなければ」を「委員の半数以上から書面による回答がなければ」に読み替え、また第７条第３項の「出席委員」を「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。

附　則
この要綱は、平成１０年１１月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１７年２月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１８年１１月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２４年２月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。